NIKI TOWN

Comprehensive plan 2021-2030

第6期仁木町総合計画

果実とやすらぎの里・仁木町

魅力ある、住みよい、
個人の主体性と地域の共生・調和を大切にするまち
～すべては未来の子どもたちのために～

第6期仁木町総合計画

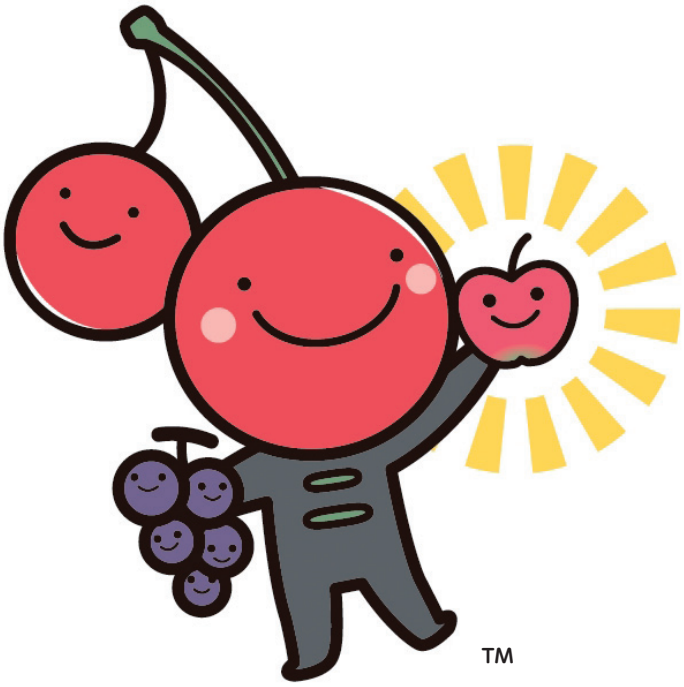

仁木町イメージキャラクター　ニキボー™

はじめに

「－今から百年前、徳島県、続いて山口県から移民が入植した時点を仁木町の夜明けと考えれば、それまでのこの地は原始に近い森林や草原におおわれ、川のほとりにはアイヌ民族のコタン（村）が点在していた。（略）明治十二年十一月、仁木竹吉氏が率いる仁木村入植者の第一陣が足をふみ入れた。けだし仁木町の夜明けであった－」。これは、平成３年に仁木町教育委員会が発行した「ふるさと再発見」の冒頭部分の抜粋です。

町に関する書籍を読み返すと、先人たちのたゆまぬ努力と工夫により、今日の仁木町が築き上げられたという歴史を、改めて認識するとともに、町行政の運営を任されるという重責を再確認させられます。

さて、本町ではこれまで、地方自治法の規定に基づき、５期にわたって総合計画を策定し、「果実とやすらぎの里」を永遠のテーマとして、総合的かつ計画的なまちづくりに取り組んでまいりました。

平成 23 年の同法改正では、総合計画の策定義務が廃止され、各地方自治体に策定の判断が委ねられましたが、本町においては、総合計画は町の指針や将来像を明確にする重要な計画であるとの考えから、「仁木町総合計画策定条例」を制定し、引き続き総合計画を策定していくこととしたところであり、少子高齢化の更なる進行や、高度デジタル化の進展、新型感染症の流行に伴うライフスタイル・働き方の多様化など、大きく変化する社会

情勢を捉えながら、より積極的なまちづくりや魅力づくりを進めるため、この度、令和３年度から令和 12 年度までを期間とした「第６期仁木町総合計画」を策定いたしました。

本計画では、将来像を「魅力ある、住みよい、個人の主体性と地域の共生・調和を大切にするまち～すべては未来の子どもたちのために～」と位置付け、未来に生きる子どもたちが希望を持てるような持続的発展を目指すとともに、策定に当たっては、関係団体ヒアリングや初の試みである町民ワークショップなどを実施したほか、審議会委員の皆様にもご参画いただくなど、「生の声を聞く」ということを意識しながら、町民の皆様とともに一丸となって策定を進めてきたところであります。

一般国道５号倶知安余市道路の開通や本町全域への光ファイバの整備など、本町にとっても歴史的転換期を迎えようとしている中で、先人たちが築き上げた仁木町を、どのように発展させ、後世に残していくかという想いを町民の皆様と共有しつつ、本計画を実施していくに当たっては視座を高く保ち、社会情勢の変化に応じて本計画の優先度と必要度の見直しを行いながら、協働による活力ある町の発展を期していきたいと考えております。

終わりに、この計画の策定に当たり、貴重なご意見、ご提言を賜りました町民及び関係団体・企業の皆様を始め、慎重な審議を重ねられました総合計画審議会、町議会の皆様に対し、心からお礼を申し上げますとともに、今後とも安心安全なまちづくりのため、一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和３年３月

仁木町長　佐　藤　聖一郎

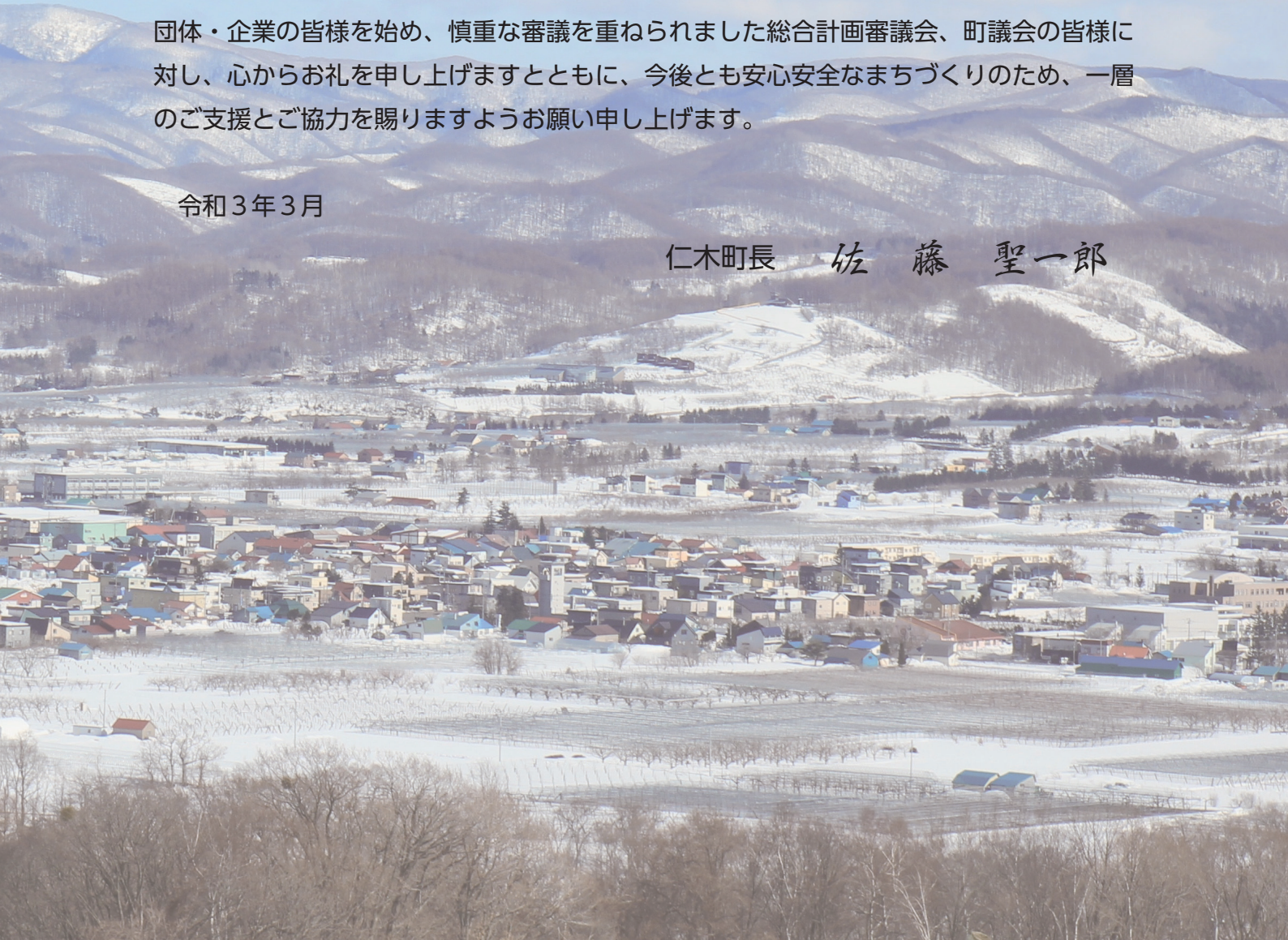

目　　次

第１編　序　論

1　計画策定の趣旨 …… 2
2　計画の役割 …… 2
3　計画の仕組み …… 3
4　計画策定の視点 …… 6
5　仁木町の概況 …… 7
6　時代の潮流とまちづくりの課題 …… 12

第２編　基本構想

1　まちづくりの基本姿勢 …… 18
2　町の将来像 …… 19
3　土地利用の基本方針 …… 21
4　施策の大綱 …… 23

第３編　基本計画

基本目標１　町民に健康と安心を

Ⅰ　福祉 …… 30
Ⅱ　子育て …… 36
Ⅲ　保健・医療 …… 39
Ⅳ　生活安全 …… 43

基本目標２　町民に質の高い教育を

Ⅰ　学校教育 …… 52
Ⅱ　生涯学習 …… 55

基本目標３　町民に生活の潤いを

Ⅰ　道路・公園・緑地 …… 60
Ⅱ　交通 …… 67
Ⅲ　情報 …… 69
Ⅳ　生活環境 …… 71
Ⅴ　環境衛生 …… 79
Ⅵ　環境共生 …… 83

基本目標４　町民とともに築く豊かで活力ある産業振興を

Ⅰ　農林業 …… 86
Ⅱ　商工業 …… 92
Ⅲ　観光 …… 100

基本目標５　町民とともに推進するまちづくりを

Ⅰ　地域づくり …… 106
Ⅱ　広報・広聴 …… 112
Ⅲ　行政経営 …… 115
Ⅳ　広域連携 …… 121

参考資料

第６期仁木町総合計画策定の経緯 …… 124
第６期仁木町総合計画審議会委員名簿 …… 127
第６期仁木町総合計画策定の実施体制 …… 128
仁木町総合計画審議会条例 …… 129

第１編　序　論

1　計画策定の趣旨

本町では、平成 23 年度（2011 年度）から令和２年度（2020 年度）までを計画期間とする「第５期仁木町総合計画」を策定し、人口減少、少子高齢社会の到来等の社会情勢の中、町民、地域、事業者などとともに地域の振興や課題解決に取り組む協働のまちづくりを進めてきました。

この間、総合計画の策定根拠となっていた地方自治法の規定が平成 23 年５月に削除され、法的な策定義務はなくなりましたが、本町では令和２年９月に「仁木町総合計画策定条例」を制定し、引き続き町の最上位計画と位置付けるとともに、「仁木町議会基本条例」においても総合計画の基本構想及び基本計画を議決事項と定めています。

これまで取り組んできた様々な施策の成果や取組等を礎とし、総合的かつ計画的な町政の運営に資することを目的に、今後 10 年間のまちづくりを進めるための指針として、「第６期仁木町総合計画」を策定します。

2　計画の役割

総合計画は本町が目指す将来の姿を明らかにし、その姿を実現するための方向を示すために定めるものです。また、すべての分野を対象とした総合的で計画的な指針となるよう、町の最上位計画として次の役割があります。

役割１：町民のまちづくり活動の指針として

行政だけで町を振興・発展させていくことはできず、町民や民間の力が必要不可欠です。町民と民間と行政が、「目標」やそれを達成するための「手段･方法」を共有し、力を合わせ行動していくことが重要で、総合計画は町民の主体的なまちづくり活動の指針としての役割を担います。

役割２：行政活動の指針として

行政にとって、町民の要望に素早く対応して事務事業を着実に実施していくことは、もちろん大切な仕事です。しかし、目まぐるしく変化している社会経済情勢を的確に捉えた行財政を運営していくことは、それにも増して重要なことです。総合計画は、まちづくりを進める行政活動の指針としての役割を担います。

役割３：広域行政との連携指針として

総合計画は、国や北海道に対してまちづくりの基本方向を明確に示すとともに、近隣地域や他の行政機関との広域的な連携指針としての役割を担います。

3　計画の仕組み

（1）計画の構成と期間

この計画は、政策を位置付ける「基本構想」、施策を位置付ける「基本計画」、事業を位置付ける「実施計画」の３層構造により構成します。

■総合計画の構成

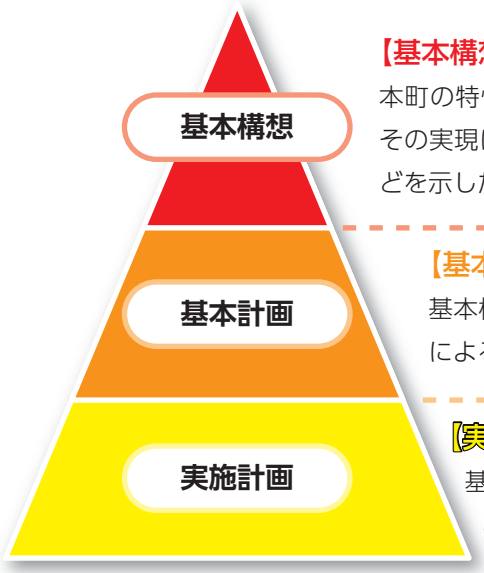

【基本構想】まちづくりの基本理念と施策の大綱
本町の特性や課題を総合的に勘案し、まちづくりの基本理念と、その実現に向けた基本目標や施策項目、施策の大綱、重点施策などを示したもの。

【基本計画】今後推進する主要な施策と目標指標
基本構想に基づき、今後推進する主要な施策や具体的な数値による目標指標などを示したもの。

【実施計画】基本計画を推進するための具体的な事業
基本計画に基づき、具体的に実施する事業の内容や財源などを示したもの。基本構想、基本計画とは別に策定します。

①基本構想

基本構想は、将来に向けて、本町が目指す総合的かつ計画的なまちづくりの基本理念を示すものであり、将来のあるべき姿及びこれを達成するために必要な施策の大綱を明らかにするものとします。本計画における基本構想期間は、令和３年度（2021 年度）を初年度に、向こう 10 年間の令和 12 年度（2030 年度）までとします。

②基本計画

基本計画は、基本構想を実現するための主要な施策を体系的に明らかにするものとします。本計画における基本計画期間は 10 年間とし、令和３年度（2021 年度）を初年度に、向こう 10 年間の令和 12 年度（2030 年度）までとします。

③実施計画

基本計画で示した施策を進めるため、年度別に具体的事業の概要と実施年度を明らかにした計画とします。実施計画の計画期間は３年間とし、各年度の財政状況や事業の進捗状況、評価を踏まえて、毎年度見直しと調整を行います。

■計画の期間

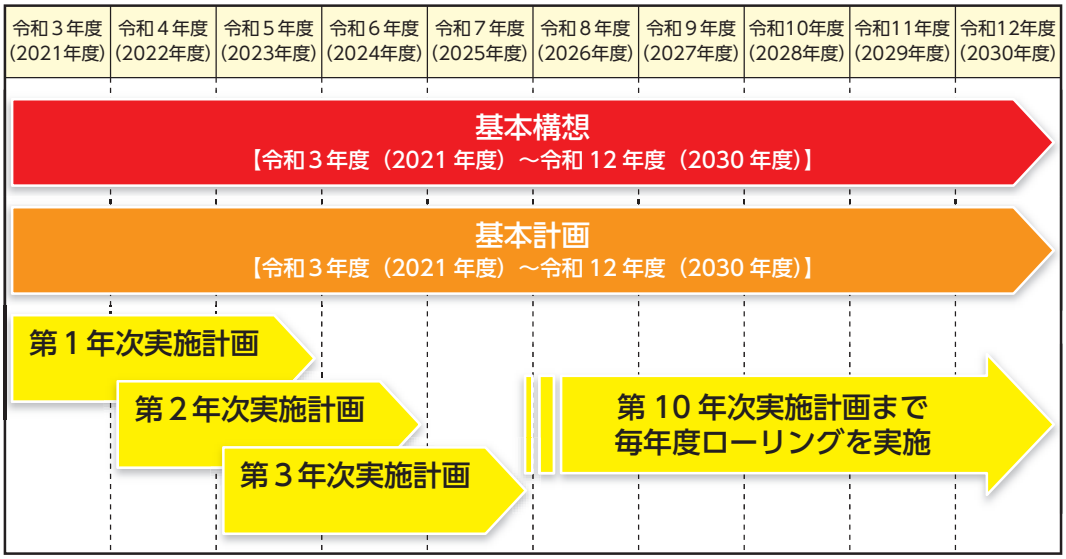

（2）関連計画との関係

①「仁木町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略」との関係

「仁木町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略」は地方創生及び人口減少対策に資する事業を推進する計画であり、仁木町総合計画の施策と共通する部分が多くあります。そのため、同戦略を仁木町総合計画の基本構想における「重点戦略」、基本計画の「重点プロジェクト」として位置付けます。

■「仁木町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略」との関係

②個別計画との関係

仁木町総合計画は、本町の施策・事業を進める考え方と方向性を示す最上位計画です。

保健・福祉、教育・文化、生活基盤、産業・観光などの分野別の個別計画は、仁木町総合計画が示すまちづくりの基本姿勢や町の将来像に沿って、整合を図りながら策定します。

■仁木町総合計画と個別計画の関係

第６期仁木町総合計画

まちづくりの方向性に整合

保健・医療・福祉	教育・文化・スポーツ	産業・観光
生活安全	生活インフラ	行財政

各分野の個別計画

4　計画策定の視点

（1）長期的な人口維持を見据える視点

現在、我が国は長期的な人口減少社会へ突入しており、本町にとってもそれは例外ではありません。人口政策には長期的な視点が必要であり、段階的に効果的な政策推進を図れるよう、人口減少の抑制を目指した政策を重視します。

（2）町民参加などによる計画づくり

まちづくりが、町民・団体・企業・行政等の本町構成員のすべてによって進められるよう、各種意見聴取の機会や町民ワークショップなどで寄せられた町民の声を活かすとともに、多様な町民参加方式を取り入れた計画づくりを進めます。

（3）現行計画の成果と課題を踏まえた計画

「第５期仁木町総合計画」に基づき、これまでの 10 年間における施策・事業の評価を行い、施策推進における課題を整理します。また、社会潮流や町民の意向を踏まえた上で、今後 10 年間の取組を検討していきます。

（4）仁木町の特性を活かしたまちづくり

これまで「仁木町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略」で推進してきた事業等を踏まえ、本町の地勢や特性を活かしたまちづくりに寄与する取組を検討するとともに、行政経営として今後も持続可能なまちづくりを推進する計画を目指します。

（5）ＳＤＧｓとの関連性を明確にした計画

社会・経済情勢が急速かつ大きく変化する中で、時代の潮流や本町を取り巻く環境、多様化する町民ニーズ等を機敏かつ的確に捉え町政に反映できるよう、持続可能な社会を実現するための 17 の目標（ＳＤＧｓ）との関連性を明確にした計画づくりを行います。

5　仁木町の概況

（1）位置・地勢

本町はおよそ数万年前の地質といわれる西方の八内岳、及びその一連の山々とその後の生成と推定されている東・南方一体のカルデラ内輪山の間を北流する余市川が形づくった平坦地からなっています。

周辺の山々は、標高が低いもののいずれも比較的険しい上に面積も広いため、農耕適地は総面積 167.96㎢の 12.5％（20.99㎢）にとどまっています。

また、国道５号と道道４路線、ＪＲ函館本線が町の骨格となり、これに将来は北海道新幹線や北海道横断自動車道の整備が予定されています。

本町の市街地は、国道、道道、ＪＲ駅周辺に形成され、余市川沿いの沖積地帯は地味肥沃で道内有数の果樹・トマトの産地であることに加え水稲などの農地が広がり、その周囲を総面積の 82％を占める山林に囲まれています。

■仁木町位置図

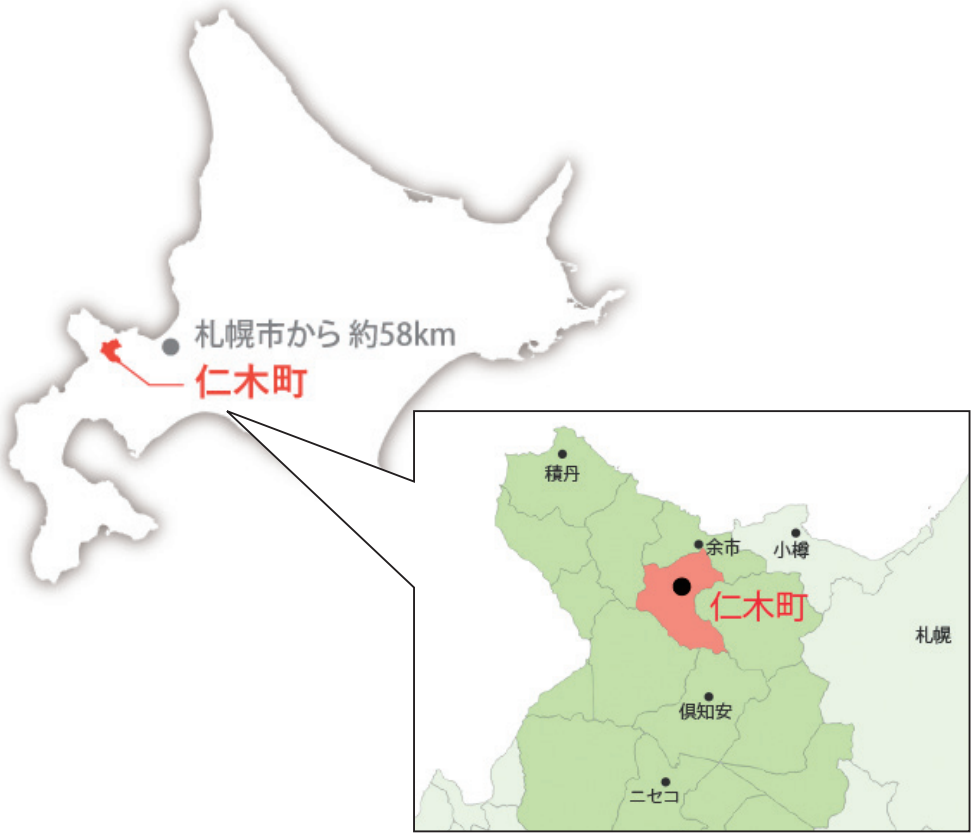

（2）人口・世帯の状況

①総人口の推移

本町の国勢調査に基づく人口は減少が続いており、平成 27 年（2015 年）の総人口は 3,498 人となっています。住民基本台帳人口に基づく近年の総人口は微減が続いており、令和元年（2019 年）は 3,427 人となっています。

年齢３区分別の人口をみると少子高齢化が進行しており、令和元年（2019 年）における高齢者人口の割合は 38.8％で北海道の 31.1％（住民基本台帳 / 平成 31 年 1 月 1 日現在）を上回っています。

■総人口と年齢３区分別人口の推移

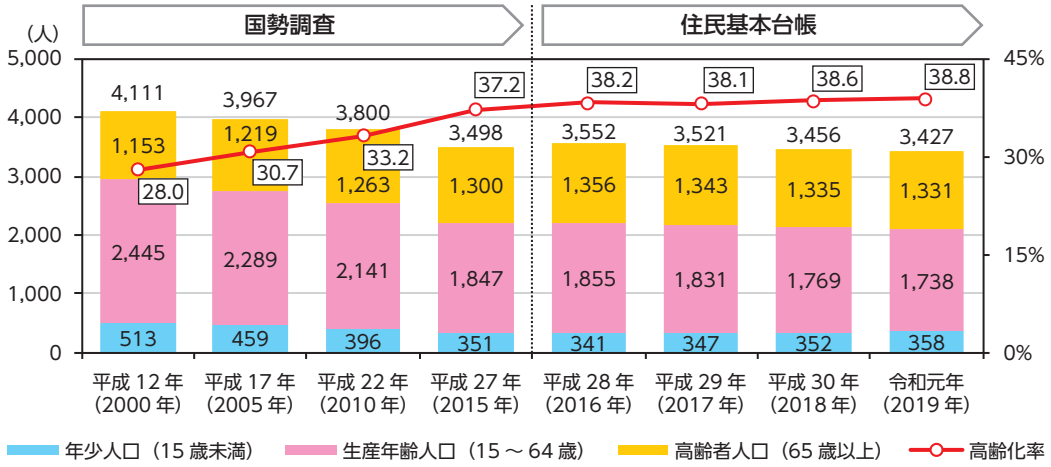

［出典］平成 27 年まで：国勢調査（総人口は年齢不詳を含む）、平成 28 年以降：住民基本台帳（各年 10 月 1 日現在）

②世帯数の推移

人口と同様に世帯数にも減少傾向がみられ、平成 28 年（2016 年）の 1,886 世帯から令和元年（2019 年）には 1,840 世帯に減少しています。世帯当たり人員はおおむね横ばいに推移しており、令和元年（2019 年）は 1 世帯当たり 1.86 人となっています。

■総人口、世帯数と世帯当たり人員の推移

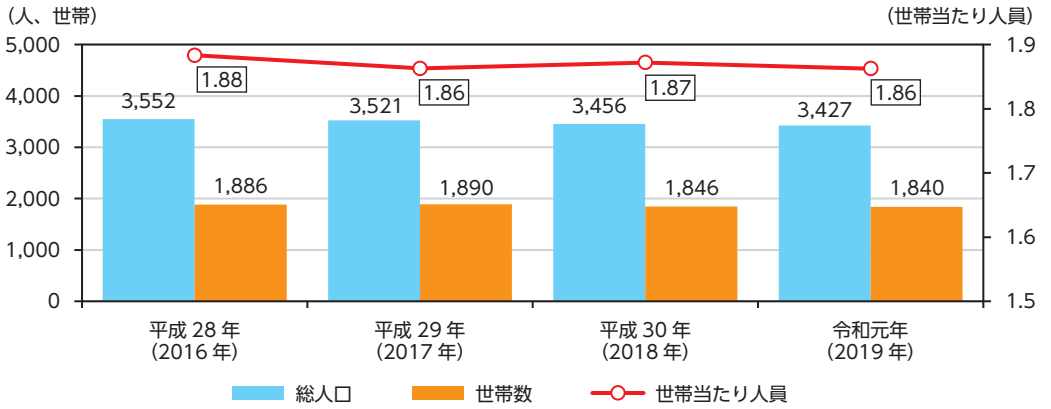

［出典］住民基本台帳（各年 10 月 1 日現在）

（3）産業の状況

①就業者数の推移

生産年齢人口の減少とともに就業者数も減少してきましたが、平成 27 年（2015 年）の就業者数は増加に転じて 1,873 人となっています。

平成 22 年（2010 年）と比べて、平成 27 年（2015 年）は第２次産業、第３次産業ともに就業者数が減少したものの、第１次産業の就業者数が大きく増加したため全体として就業者数が増加している状況です。

■産業別就業者数の推移

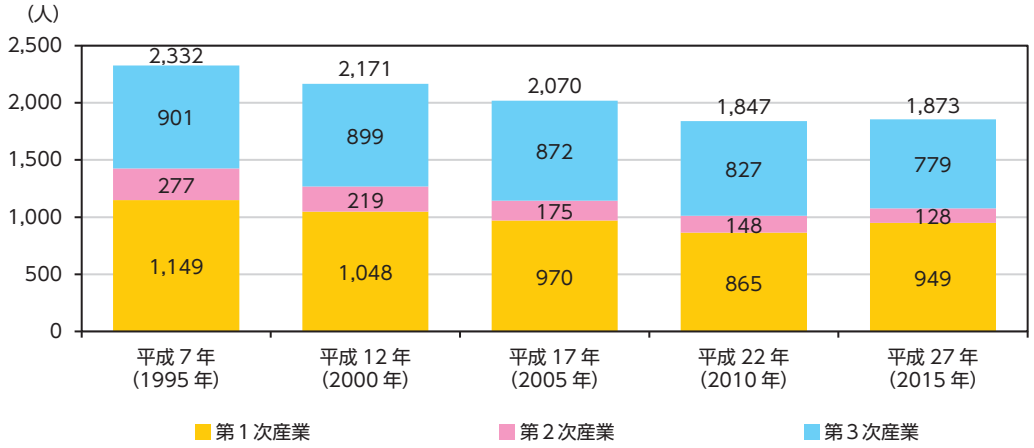

［出典］国勢調査（就業者数の合計は「分類不能の産業」を含む）

②観光入込客数の推移

北海道観光入込客数調査報告書によると、本町の観光入込客総数は平成 26 年度（2014 年度）の 23 万 9,200 人からおおむね横ばい傾向が続いており、令和元年度（2019 年度）は 23 万 1,600 人となっています。

宿泊客延数は平成 30 年度（2018 年度）までおおむね横ばいに推移していましたが、令和元年度（2019 年度）は 1,800 人で若干の伸びがみられる状況です。

■観光入込客数の推移

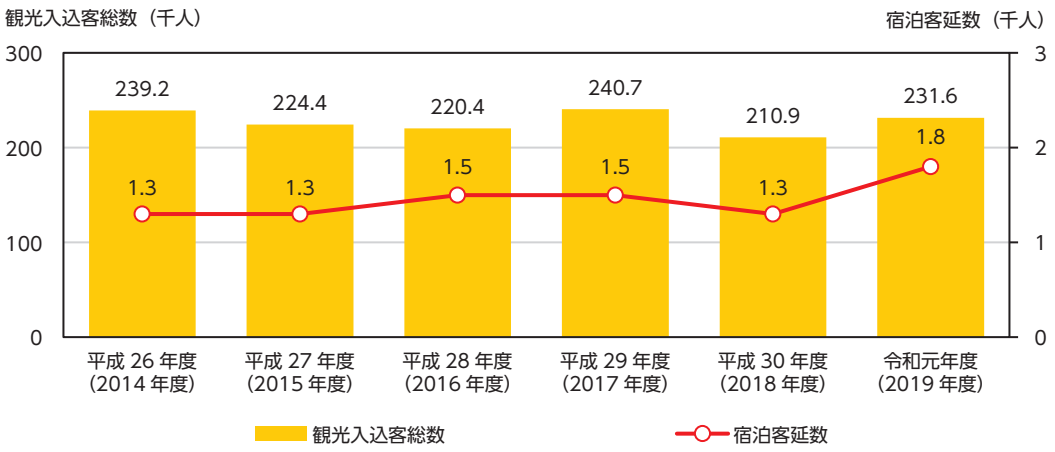

［出典］北海道観光入込客数調査報告書

（4）財政の状況

①歳入決算額の推移

本町の歳入は依存財源の割合が高く、令和元年度（2019 年度）における地方交付税の割合は全体の 47.9%を占めています。地方税（町税）は全体に占める割合としては低いものの、平成 27 年度（2015 年度）から令和元年度（2019 年度）にかけて増加傾向がみられ、令和元年度は前年比で 5.6%増加しています。

■歳入決算額の推移（一般会計）

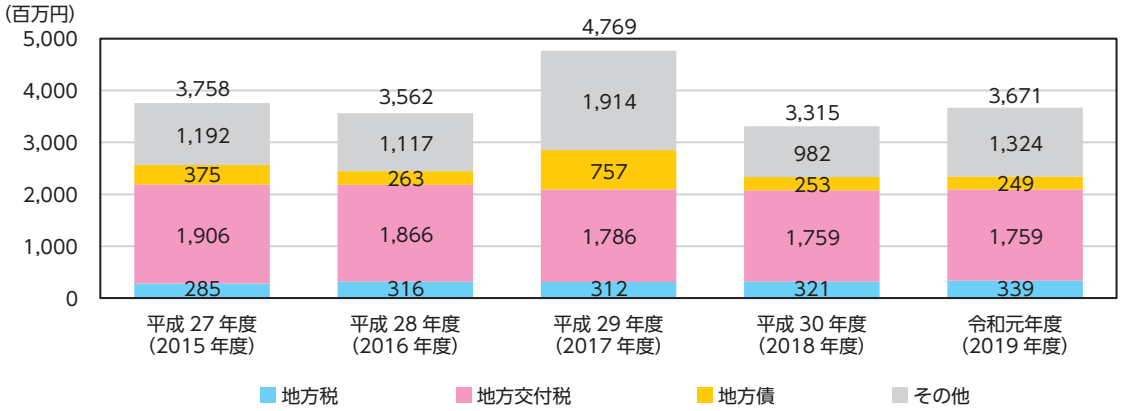

［出典］平成 30 年度まで：総務省（決算カード）、令和元年度：仁木町

②歳出決算額の推移

歳出のうち、義務的経費（人件費、扶助費及び公債費の合計）の割合は平成 27 年度（2015 年度）の 38.2%から 40%前後で推移しており、令和元年度（2019 年度）は 37.7%となっています。平成 29 年度（2017 年度）は歳出決算額が他の年度と比べて多くなっていますが、ミニトマト集出荷貯蔵施設への建設費補助や橋梁補修事業等による投資的経費の増大がその要因となっています。今後は公共施設の老朽化への対応や会計年度任用職員制度の導入により、公共施設の再編、維持補修に係る投資的経費、人件費の増加等が予想されます。

■歳出決算額の推移（一般会計）

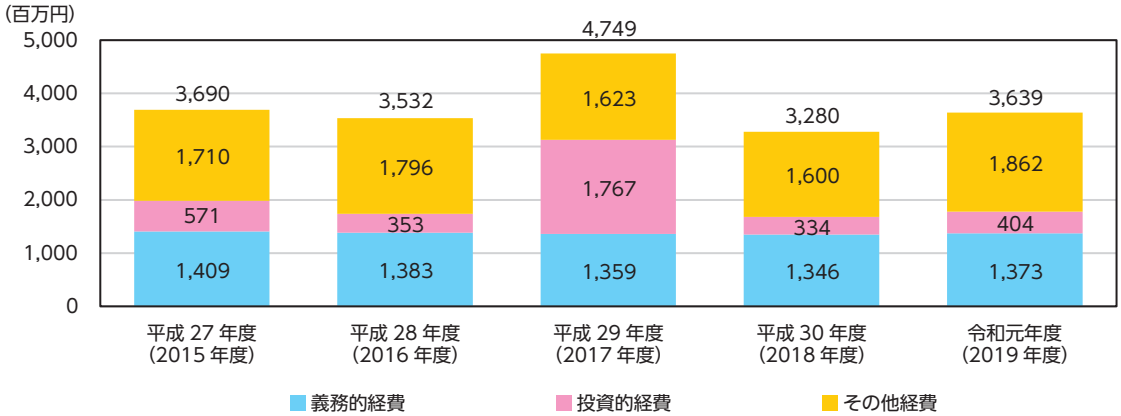

［出典］平成 30 年度まで：総務省（決算カード）、令和元年度：仁木町

③地方債及び基金残高の推移

平成 27 年度（2015 年度）から基金残高はゆるやかに増加していましたが、平成 30 年度（2018 年度）から減少に転じており、令和元年度（2019 年度）は 17 億 6,000 万円となっています。

地方債残高は平成 29 年度（2017 年度）に 38 億 7,700 万円となりましたが、令和元年度（2019 年度）は 35 億 600 万円に減少しています。

■地方債及び基金残高の推移

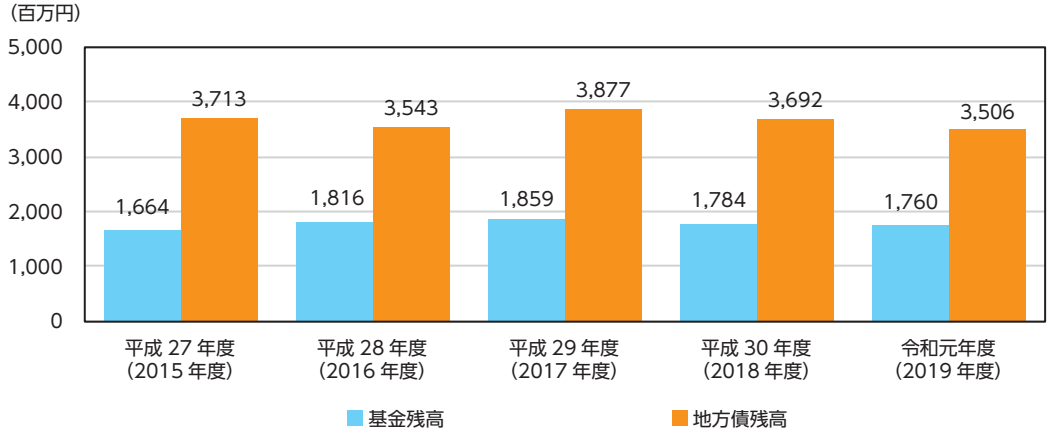

［出典］平成 30 年度まで：総務省（決算カード）、令和元年度：仁木町

④財政指数の推移

財政の弾力性を示す経常収支比率は数値が高いほど財政の硬直化が進んでいるとされており、平成 27 年度（2015 年度）以降、本町は 80%台で推移しています。負債返済の割合を示す実質公債費比率は早期健全化基準となる 25%を下回って推移しており、令和元年度（2019 年度）には 9.9%となっています。

地方公共団体の財源における自主財源の割合を示す財政力指数は平成 27 年度（2015 年度）からゆるやかに増加しており、令和元年度（2019 年度）は 0.18 の状況です。

■財政指数の推移

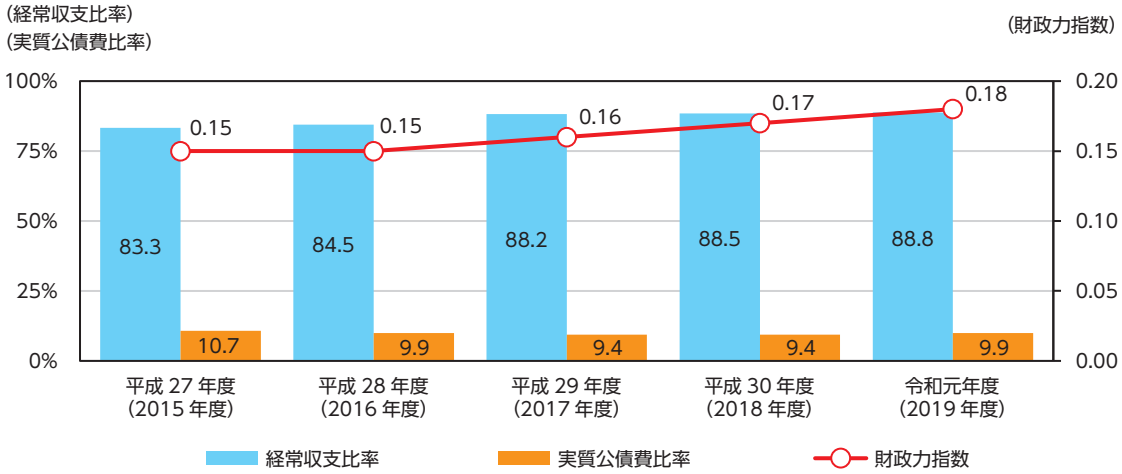

［出典］平成 30 年度まで：総務省（決算カード）、令和元年度：仁木町

6　時代の潮流とまちづくりの課題

（1）時代の潮流

①少子高齢化と人口減少の進行

我が国の総人口は、社会環境の変化による出生率の低下で減少に転じており、また、大都市への一極集中も是正されず、地方における過疎化が進行しています。

一方で平均寿命の延伸により、超高齢社会が一層進むことが予想され、社会全体の活力低下は避けて通れない状況となっています。

このため、今後は安心して子どもを産み育てることができる環境づくりや、高齢者が元気に生きがいをもって暮らせる環境づくりを進めることが重要になります。

②高度デジタル化の進展

国境を越えた情報通信ネットワークの形成に加えてスマートフォンが世界的に普及した結果、人々の意識や行動の範囲が時間や場所を超えて世界的な広がりをもつことになり、世界中で様々な変化、成長、進歩の機会が拡大することとなりました。

近年は、ＩＣＴ※1の進化やＩｏＴ※2の普及により、様々な人・モノ・組織がネットワークにつながり、大量のデジタルデータの生成、収集、蓄積が進みつつあります。それらデータの人工知能（ＡＩ）による分析結果を、業務処理の効率化や予測精度の向上、最適なアドバイスの提供、効率的な機械の制御などに活用することで、現実世界において新たな価値創造につなげることができると考えられています。

今後、我が国においては、地方においてデジタル化の阻害要因となっていた高速インターネット回線の未整備地域が解消されることによりデジタル化が急速に進むことが想定され、人々の生活スタイルや社会経済システムに大きな変革が訪れる可能性があります。

③感染症対策に伴う経済及び生活への影響

我が国では、これまでも季節性インフルエンザや新型インフルエンザなどの感染症が発生し、これら感染症の流行によって直接的及び間接的に生じた死亡を推計すると、約１万人もの年間死亡者がいるともいわれています。

令和２年に世界的な流行となった新型コロナウイルス感染症は、人々の健康や医療に深刻な影響を与えるだけでなく、社会経済や企業活動にも大きな影響を与えており、今後も様々な感染症が長期にわたって人々に影響を与え続ける可能性があります。

そのような中、国が推進する「新たな生活様式」の定着とともに、リモートワークを始めとする新しい働き方が今後ますます普及していくことが予想されます。

※1　ＩＣＴ
Information And Communication Technology の略で情報通信技術のこと。従来、用いられてきた「ＩＴ」(Information Technology) とほぼ同様の意味で用いられるもので、国際的にはＩＣＴの方が定着している。

※2　ＩｏＴ
Internet of Things の略。モノのインターネットと呼ばれ、様々なモノがインターネットに接続され、情報交換することにより相互に制御する仕組みのこと。

④価値観・ライフスタイルの多様化

今日、人々の意識は物質的な豊かさから精神的な豊かさを求めるものへと変化していると同時に、価値観の多様性が進み自主性と個人を重視したライフスタイルになっています。

今後は心の豊かさを実感でき、個人の主体的な活動が尊重される社会の実現が求められています。

⑤地球規模での環境問題への対応

大量生産、大量消費、大量廃棄による経済活動は、私たちに生活の快適さや便利さをもたらしましたが、その反面、地球温暖化や生態系の変化、海洋プラスチックごみ問題など深刻な地球規模の環境問題を引き起こしました。

また、地球温暖化に伴う海水面の温度上昇などを要因として、過去にない大雨による洪水や土砂災害が国内で頻発しており、人々の防災ニーズは高まっています。

今後は、環境悪化の要因は自分たちであるとの認識に立ち、ライフスタイルの見直しや省エネルギー化と自然エネルギーの推進、資源のリサイクルなど循環型社会※3の形成を目指すと同時に、自然環境の保全への取組が重要になります。

⑥住民との協働によるまちづくりの推進

国の「地方分権改革推進計画」に基づき、地方分権一括法※4による義務付け・枠付けの見直しや機関委任事務の廃止などによる地方への権限移譲が進められてきており、地方分権は今後も更に進展するものと考えられます。

分権型社会では、地方創生の推進による地域の自主性を活かしたまちづくりが求められますが、そのためには、住民が主体的にまちづくりに関わりながら、行政とともに地域課題の解決に取り組むことが不可欠となっており、地域社会においては、ボランティアやＮＰＯ法人などによる福祉活動・まちづくり活動の重要性が高まっています。

⑦公共施設の老朽化対策

全国的に公共施設やインフラが同時期に更新を迎える一方で、地方公共団体の財政は厳しく、また、人口減少などにより、今後、公共施設やインフラの利用需要が変化していくといわれています。

国においては、平成 25 年（2013 年）11 月に「インフラ長寿命化基本計画」を策定し、国、自治体、民間の全インフラを対象とした戦略的な維持管理・更新を推進することとしています。

※3　**循環型社会**
有限である資源を効率的に利用するとともに再生産を行って、持続可能な形で循環させながら利用していく社会のこと。

※4　**地方分権一括法**
「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」の通称で、地方分権を推進するために地方自治法など 475 件の法律について必要な改正を行うことを定めた法律のこと。

（2）仁木町の強みと弱み

強み

①基幹産業である農業と多様な農産物

本町は北海道を代表する果樹産地として知名度があります。また、ミニトマトは全国のトップブランドであるだけでなく、生産量は道内第１位となっています。

②四季を感じられる豊かな自然環境

豊かな自然環境と上質な水に恵まれており、四季折々の風景が素晴らしく、春は果実の花、夏は桜桃（おうとう）の実、秋にはぶどうの甘い香りと、黄金色の稲穂が町を包みます。

③札幌圏やニセコから約１時間の距離

札幌市までは 58km と札幌圏に近接しており、後志自動車道の開通により約１時間でアクセスできる環境にあります。

また、ニセコエリアへも１時間で移動できる地理的優位性があります。

④子育て支援が充実

子育てに対する支援として様々な助成制度が整備されています。

また、保育園及び小中学校の連携がとれているだけでなく、地域における教育活動も熱心に行われています。

⑤人・コミュニティのつながり

町外から移住してきた住民が少ないこともあり、地域住民のつながりが強く団結力があります。

また、地区ごとにそれぞれ特色があり、独自性があります。

弱み

①職業の選択肢が少ない

本町は農業を中心に発展してきたことから、雇用の選択肢が少ない状況にあり、若者が希望する様々な職種をカバーする雇用の受け皿が不足しています。

②商店や飲食店が少ない

町内に生活必需品等の買い物ができる店舗や飲食店が少なく、町民の生活で不便な面があります。特に大江地区や銀山地区は店舗が極めて少なく、買い物の不便さは深刻です。

③通過型の観光

本町は道内でも有数の果樹観光の町ですが、他の観光資源や飲食店が少ないだけでなく、宿泊施設も少ないことから、通過型の観光が中心となっています。

④公共交通機関の不便さ

公共交通機関としてＪＲ及び路線バスがありますが、運行本数が少なく通勤・通学に不便との声が聞かれます。

また、駅やバス停から家が遠い高齢者等は外出に困難さを抱えています。

⑤住宅や宅地の不足

公的な住宅は整備されているものの、民間賃貸住宅が不足しており、移住者等の多様なニーズに応える住環境が整備されているとはいい難い状況にあります。

（3）仁木町の主要課題

①人口減少に伴う担い手・雇用労働力の不足

少子高齢化とともに進展する人口減少は、本町においても深刻な担い手や労働力不足をもたらしています。

基幹産業である農業については、これらが深刻化し生産性の低下を招いているほか、若年人口の減少などにより、町内会活動などの地域活動の維持や地域コミュニティの崩壊が懸念され、さらに、子育て支援、高齢者介護、障がい者支援などの福祉サービスでは人材の確保が難しい状況にあり、現状のサービス規模を維持することが今後は困難になってくることも考えられます。

これら以外にも、観光や商工業など様々な分野で担い手が不足しているため、これらに対し、迅速に対応していくことが求められます。

②生活環境における不便さ

ヒアリング調査や町民ワークショップでは、本町の課題として「日常の買い物ができる店や飲食店が少ない」、「買い物や通院のための交通機関がない」などの日常の生活環境における不便さに関する意見が多く寄せられました。

高齢化の進展により、移動手段の確保が困難な高齢者世帯が増加し、生活環境における不便さはますます大きな課題になると考えられるため、買い物弱者対策と併せ、北海道新幹線（新函館北斗・札幌間）の開業に伴うＪＲ函館本線の経営分離後における公共交通機関の確保方策など、公共交通対策の充実を検討していく必要があります。

③公共施設やインフラの老朽化対策

我が国全体の傾向と同様、老朽化が進んでいる公共施設や水道管等のインフラ施設の多くが更新時期を迎えることから、今後、計画的な修繕による長寿命化や更新等を進めていく必要があります。

④今後の財政状況を見据えた効果的・効率的な行政経営

一連の地方分権改革が進展する中、これからの人口減少社会を考えると地方自治体を取り巻く状況は更に厳しくなることが予想され、これまで以上に効果的・効率的な行政経営が求められることになるほか、今後見込まれる地方交付税の減額に対応するため、ふるさと納税等の自主的な財源を確保していく必要があります。

また、行政運営においては、煩雑な事務作業の見直しを行い、デジタル化を推進するなど、更なる効率化を図るとともに、多様化・複雑化する町民ニーズに的確に対応できる人材の育成と組織づくりが求められます。